

<目標変更の背景・必要性>

- 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律が改正され、令和3年4月1日より施行予定。日本原子力研究開発機構（JAEA）を含む5法人において、法人発ベンチャー等への出資が新たに可能となる。
- 上記について、令和3年度以降の各法人の中長期目標に反映することが必要。

<法改正の概要>

- 「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」の改正
 - ・ **出資が可能な研究開発法人を拡大**（22法人 → **27法人**（NIED、JAXA、JAMSTEC、JAEA、NIESが追加））
 - ・ **JAEAは研究開発法人発ベンチャーに出資が可能**となる。



<中長期目標の変更内容>

- 出資等の業務に関する記載の追加

IV. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

8. 産学官との連携強化と社会からの信頼の確保のための活動

(1)イノベーション創出に向けた取組

研究開発成果の最大化を図り、成果を広く国民・社会に還元するとともに、イノベーション創出につなげるため、産学官の連携強化を含む最適な研究開発体制の構築等に戦略的に取り組む。**加えて、機構の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者（成果活用事業者）に対する出資並びに人的及び技術的援助を適時適切に行う。**